

【別紙様式】

古座川町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止および感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	事業者支援事業		
総事業費 (千円)	12,800千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	12,800千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している公の施設の指定管理者について、その事業継続を支援することにより、雇用の確保及び町内仕入れ業者等の事業継続を維持し、観光産業の縮小・廃止等による悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×12,800千円（施設運営管理費）</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 古座川町公の施設に係る指定管理者 一般財団法人 古座川ふるさと振興公社 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 古座川町の観光産業の中心となる指定管理者は、新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化しているが、町民の憩いの場や観光客の受け皿となる施設は存在せず、宿泊・温泉事業の縮小、廃止等は町民の生活に悪影響を及ぼすため、観光事業を支える唯一の実施主体である古座川町ふるさと振興公社を交付対象として支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、古座川町の観光産業の継続が図られることにより、町民の憩いの場の提供や観光客等の受入れの確保が維持される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>指定管理施設運営事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客及び地元客の大幅な減少により、令和3年4月～12月の業績が、コロナの影響を受けない令和元年度と比較し55%悪化し、このままでは事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>一般財団法人古座川ふるさと振興公社を交付対象者として支援金を交付し、指定管理施設運営事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		